

第 3 4 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 5 月 1 1 日 (月) 午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 3 0 分

2. 開催場所 甲賀市役所 3 0 1 会議室

3. 在任委員数 1 9 名

4. 出席委員 1 7 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会 長	1 9	北田 耕平	委員	1 0	倉田 一良
副会長(会長職務代理者)	1 8	田畑 啓之助	委員	1 1	中川 講一
委員	1	小倉 剛	委員	1 2	伴 慎也
委員	2	瀧井 和雄	委員	1 3	寺田 勝典
委員	3	川村 克己	委員	1 4	林 廣美
委員	4	西田 くみ子	委員	1 5	福永 甚藏
委員	5	山下 年数	委員	1 6	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	1 7	服部 嘉子
委員	9	高井 啓			

5. 欠席委員 2 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
委員	6	葛原 準子	委員	8	森地 隆照

6. 議 長 議席 1 9 番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 1 5 番 福永 甚藏 委員
議席 1 6 番 林田 清光 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第171号 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について

○議案第172号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第173号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第174号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第175号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議案第176号 農地利用最適化推進施策に関する意見書(案)について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告及び協議事項

○副会長報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者(3名)

事務局長 伊藤 勲

局長補佐 松井 章

農政係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

- 事務局長 第34回甲賀市農業委員会総会を開会
- 全 員 【市民憲章唱和】
- 事務局長 開会にあたり、北田会長がご挨拶を申しあげます。
- 会 長 ・新型コロナウイルス感染拡大による社会・経済活動に対する懸念
・新型コロナウイルス感染症対策のための農地利用最適化推進委員の意見書対応
- 事務局長 ありがとうございます。
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席6番 葛原準子委員、議席8番 森地隆照委員の2名で、遅参、早退の届出はございません。よって本総会の出席委員は17名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。
- 続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席15番 福永甚藏委員と、議席16番 林田清光委員を指名いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。
- なお、挨拶でも申しあげましたが、本日は新型コロナウイルス感染症対策として、農地利用最適化推進委員には原則出席をご遠慮いただき、意見書の提出をお願いしています。ついては、各案件における担当農業委員の説明に続いて、事務局から推進委員の意見書の朗読をさせます。
- 議 長 それでは最初に、議案第171号「農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について」を議題といたします。
まず、2条調書、整理番号1番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第171号、整理番号1番につきまして、ご説明申しあげます。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページとなります。
申請地は耕作を放棄され、20年以上農地として利用することなく現在に至り、周囲の山林と一体的化していることから、非農地としての証明を申請されました。
申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当するため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号1番につきましては、議席4番 西田委員、説明をお願いします。

担当農委 4番、西田です。事務局から説明のありましたとおり、4月19日に近隣の山下委員に同席いただき、現地確認をさせていただきました。申請者は62歳ですが、自分が大人になってからここで田を作っていた覚えがないとおっしゃっていたくらい山林化しております。遺跡発掘をするくらい田の畔の跡がかろうじて判るかどうかの状態でした。これは明らかに山だと判断いたしました。ご承認をお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。
続いて事務局より区域番号25番 山本推進委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書の朗読をいたします。
2条調書、整理番号1番について、現地確認をしましたところ、現地一帯は山林化が進んでいるため、証明相当と思われます。ご審議よろしくお願いたします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前をお願いいたします。以後のご質問につきましても、同様をお願いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号1番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1番につきましては、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。
議案第171号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第172号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
まず、3条調書、整理番号1番について審議いたします。
なお、議席2番 瀧井委員におかれましては「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【瀧井委員 退席】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第172号、整理番号1番につきまして、ご説明申しあげます。議案書は4ページ、参考図は3ページ、4ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農用地であります。

申請理由及び概要について説明いたします。申請地は面積が小さく、譲受人の農地と一体化していることから、今回土地整理のため、譲渡人と農地の所有権移転について合意され申請されました。譲受人は申請地にて引き続き水稻栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号1番につきましては、議席12番 伴委員、説明をお願いします。

担当農委 12番、伴です。事務局から説明のあったとおりです。参考図4ページの黒い部分です。譲受人の田の一部に譲渡人の田があることで、田の形状が悪く、作業がやりにくいことから、双方が相談され売買が成立しました。何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続いて事務局より区域番号11番 富川推進委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書の朗読をいたします。
3条調書、整理番号1番について、譲受人は担い手として日ごろから地域農業に携わっておられます。当該農地も既に耕作されており、農地利用の最適化の推進において許可相当と考えます。ご審議よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号1番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

それでは、瀧井委員の入室、着席を求めます。

【瀧井委員 入室・着席】

議長 続きまして、整理番号2番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は5ページ、6ページとなります。申請地は、農業振興地域区域外の農地であります。
申請理由及び概要について説明いたします。譲渡人は農業経営規模縮小を考えていたところ、譲受人と農地の所有権移転について合意され申請されました。譲受人は申請地にてリンゴやミカンなどの果樹及び野菜を栽培される予定であります。
申請内容を審査しました結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号2番につきましては、議席18番 田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 18番、田畑です。3条調書、整理番号2番について、事務局から詳しく説明されました。私からも少々説明させていただきます。申請地の地目は水田であり、不耕作地となって久しい場所であります。譲渡人は大津にお住まいで40年以上になります。申請地の管理は近所の方をお願いされ、草刈等を依頼され現在に至っております。また譲渡人は、大学病院の医師をされておられ、土山に帰ることは全く考えておられず、土山にある土地、宅地すべて処分されたいとのこと。譲受人は果物栽培に興味をお持ちであり、自宅の周りに植えておられますが、獣害にてまともに収穫できず困っておられます。獣害のない所を探しておられたところ、申請地を紹介され合意されました。隣地には農地はなく、排水は地下浸透により、近隣には悪影響はございません。また地元の改良組合長の同意も得られておられます。さらに綾戸推進委員と共に現地を確認させていただき、協議した結果、許可相当と判断いたしました。どうかよろしくご審議を賜りますよう申しあげ、私の説明とさせていただきます。以上です。

議長 ありがとうございます。
続いて事務局より区域番号17番 綾戸推進委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書の朗読をいたします。
3条調書、整理番号2番について、本案件は現況地目は田となっておりますが、譲渡人は遠方のため以前より不耕作地となっており、草刈等維持管理に苦慮されてきました。今回畑として使用したいということで何ら問題なく、許可相当と考えられることを報告いたします。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

川村農委 3番、川村です。獣害がないと申されておりましたが、サルなどはおりませんか。

担当農委 現地は全くいないということはありませんが、比較的耕作は容易な所です。

川村農委 国道の近くで、この辺りは私も存じあげている所ですが、A群やC群が大沢等を移動しています。これらによる被害については大丈夫だという紹介で売買されたということですね。

担当農委 はい、そうです。ご承知のように文化ホールの近く、あの辺りはサルは出てきますが、それに比べ南の方はそのようなことはありません。旧街道の南側へ行くと、またそういった種類もいますが、ここは往来の頻繁な所で、耕作するには容易な所です。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号2番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号2番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第172号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第173号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、4条調書、整理番号1番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案173号、整理番号1番につきましてご説明申し上げます。議案書は6ページから、参考図は7ページ、8ページ、土地利用計画は9ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者は、建築廃材等廃棄用コンテナ置場整備のため、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、申請地を整地した後コンテナ置場とされます。雨水は北側および東側の側溝に放流し

処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号1番につきましては、議席13番 寺田委員、説明をお願いします。

担当農委

13番、寺田です。事務局から説明いただいたとおりです。3月中頃に山本推進委員から電話連絡があり、農地を触っているようだということで事務局に問い合わせたところ、農地であることが判り、山本推進委員から指導していただきました。申請者に聞きますと、雨が降る度に国道や水路に土が流れ出るということで、当初は擁壁だけを作る予定で安易に着工したとおっしゃってございました。今回指導を受けたことにより、家業であるアルミ建材業の廃材、また月に2回開催する骨董市から出る廃材のコンテナ置き場に利用するというので申請されました。周辺に関しては農地もなく、また小規模であること、地元同意も得られていることから許可相当と判断いたしました。ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて事務局より区域番号42番 山本推進委員の意見書の朗読をお願いします。

事 務 局

意見書の朗読をいたします。

4条調書、整理番号1番について、申請された案件は、寺田委員の報告どおりであります。推進委員として特に詳細な説明はありません。ご審議よろしく申し上げます。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号1番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号1番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第173号については、以上であります。

- 議 長 続きまして、議案第174号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、5条調書、整理番号1番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案174号、整理番号1番につきましてご説明申し上げます。議案書は8ページから、参考図は10ページ、11ページ、土地利用計画は12ページとなります。
申請地は、非線引都市計画区域外の第2種農地であります。
転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、工場整備のため、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人より所有権を移転しプラスチック加工工場として利用されます。また、雨水は西側の一級河川に放流し処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号1番につきましては、議席14番 林委員、説明をお願いします。
- 担当農委 14番、林です。事務局から説明いただいたとおりですので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて事務局より区域番号15番 福井推進委員の意見書の朗読をお願いします。
- 事務局 意見書の朗読をいたします。
5条調書、整理番号1番について、現地は私の地元であり、何十年も前から譲渡人の父親が工場を経営しておられ、その後は譲受人が借地のまま経営を継続していましたが、今回売買に至り地目変更がなされていないことが判り、申請に至りました。現在も経営されており承認をお願いいたします。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号1番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号2番・3番については、関連がございますので一括審議といたします。
なお、採決につきましては個々に行います。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号2番及び3番は譲受人、譲渡人及び申請理由が同じであることから一括してご説明申しあげます。参考図は13ページ、14ページ、土地利用計画は15ページ、16ページとなります。申請地は、非線引都市計画用途区域内の第3種農地であります。
申請理由及び概要について説明いたします。譲受人は、再生可能エネルギー事業による太陽光発電施設設置のため、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人と賃貸借権を設定し、土地を整地後、整理番号2番は太陽光パネル333枚設置、49.5キロワット及び36.6キロワットの発電、また、整理番号3番は太陽光パネル84枚設置、22.0キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には資金を証明する資料が添付されています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号2番・3番につきましては、議席18番 田畑委員、説明をお願いします。
- 担当農委 18番、田畑です。5条調書、整理番号2番・3番について、事務局から詳しく説明されました。私からも少々説明させていただきます。譲渡人と譲受人はご夫婦であり、譲受人は学習塾の代表取締役であります。申請地は市道北土山線を挟んでの水田であります。参考図の14ページ、15ページ、16ページを参照ください。昨年まで近所の方が耕作されておられましたが、耕作されておられた方も高齢であり、昨年収穫後に返還されました。譲渡人は、現在まで水田耕作されたことは全くございません。従ってこの土地を有効利用したいとのことで太陽光発電を計画されました。排水については地下浸透及び現在の水路に排水され、周辺の農地に影響を及ぼすことはありません。地元の農業改良組合長の同意も得ておられます。綾戸農地利用最適化推進委員と共に4月10日、現地を確認し、許可相当と判断いたしました。どうかよろしくご承認を賜りますようお願い申しあげます。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて事務局より区域番号17番 綾戸推進委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書の朗読をいたします。
5条調書、整理番号2番・3番について、本案件は現在まで稲作を行ってきたが、土地自体狭く、機械も古くなってきたため、この際稲作を辞め、代わりに太陽光発電施設を設置することに決めたそうです。獣害柵も有効利用するそうで、近隣に迷惑をかけることもなく、許可相当と考えられることを報告いたします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、整理番号2番・3番一括してお伺いいたします。

川村農委 3番、川村です。太陽光発電施設ということ、土地の管理が大変ということで、事情はよく分かりました。確認をしたいのは、土地の賃貸借と太陽光の発電施設の賃貸借はそれぞれ何年くらいしてあるのかです。

事務局 賃貸借期間は20年間の予定で設定されています。

川村農委 20年経過すれば、次はどのようにするかは記載がないのですね。

事務局 あくまで再生エネルギーに対する賃貸借ですので、次については記載はありません。

川村農委 ということは、その時点で譲受人の契約が終わるという理解でよいですね。

事務局 この許可に対してはそうなります。

川村農委 後は、20年経った状態の時に譲渡人の方で、最終的に太陽光発電施設と土地については自分で管理をしなければならないことになるということですね。

事務局 仮に20年後に継続されるのであれば、農地法の手続きを執られると思いますし、その時点での所有者及び転用事業者の判断によると思われれます。

議長 よろしいですか。

川村農委 はい。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号2番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号2番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号3番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号3番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号4番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号4番につきまして、ご説明申しあげます。参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画は19ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は宗教法人で、境内地整備のため、申請地を適地と判断し申請されました。計画によりますと、譲渡人より所有権を移転し、土地の造成を行い、参拝者休憩所を整備されます。雨水は敷地内自然浸透排水および南側の水路への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には資金を証明する資料が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号4番につきましては、議席4番 西田委員、説明をお願いします。

担当農委 4番、西田です。この案件ですが、譲渡人の所有地の田は獣害が酷く、長年耕作されていない所でした。参考図の19ページを見ていただくと駐車場がありますが、第31回総会に駐車場として申請された続きの土地になります。その右側に寺の墓地があるのですが、そこへ行くのに居住しておられる所を通らないと行けないということで、参拝に来られた方が通りやすいように今回この田を贈与していただいて整備したいという申請です。周辺には何ら問題はないと思いますので、許可相当と思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続いて事務局より区域番号25番 山本推進委員の意見書の朗読をお願いします。

- 事務局 意見書の朗読をいたします。
5条調書、整理番号4番について、現地確認しましたところ、問題なしと考えます。ご審議よろしく願いいたします。以上でございます。
- 議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号4番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議長 続きまして、整理番号5番・6番については、関連がございますので一括審議いたします。
なお、採決につきましては個々に行います。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号5番及び6番は譲受人及び申請理由が同じであることから一括してご説明申しあげます。整理番号5番は参考図20ページ、21ページ、土地利用計画22ページ、整理番号6番は参考図23ページ、24ページ、土地利用計画25ページとなります。申請地は、整理番号5番は農用地区域内農地、整理番号6番は都市計画区域外の第2種農地であります。
転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は電力送電線保守のため、電線と鉄塔との絶縁の役目を果たす「がい子装置改良工事」に伴うヘリポート及び資材置場整備のため、人家等に影響のない申請地を適地と判断し、一時転用の申請をされました。計画によりますと、譲渡人と賃貸借権を設定し、整理番号5番は270平方メートル、整理番号6番は54平方メートルの敷鉄板を設置されます。雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、整理番号5番、6番の合計費用で、自己資金により賄われる予定で、申請書には資金を証明する資料が添付されていません。参考ですが、整理番号5番は鉄塔2基分のがい子、整理番号6番は鉄塔7基分のがい子の資材置き場としても利用されます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号5番・6番につきましては、議席9番 高井委員、説明をお願いします。

担当農委 9番、高井です。事務局から説明のありました件につきまして、宮町地域は辻推進委員及び関電協力会社の方と現地確認をいたしました。この土地、現況は畑であります。不耕作地で40年ほど前に高圧送電線のがい子の取り換えで使用されており、ヘリポートとして約3日間に渡って借用されたいということで、承認されれば6月から作業に入られるということになっております。この高圧線は、対象の地域から更に下朝宮の方に続いており、田代の現地も関電協力会社の方と確認しましたが、地域の集落から約1キロメートル離れた山道に面した所にあり、地目は畑であります。耕作されておらず不耕作地となっており、承認されれば同時期にヘリポートとして利用したいということがございます。承認のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続いて整理番号5番につきましては、事務局より区域番号39番 辻推進委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書の朗読をいたします。
5条調書、整理番号5番について、事務局及び高井委員から詳細に説明いただいたとおりであります。重複する部分もあるかと思いますが、若干補足させていただきます。現地確認は3月12日に行いました。参考図は21ページをご覧ください。本件土地の三方は山林で、もう一方は一段大きく下がった牧甲西線の県道が走っており、周辺農地への影響はございません。この土地はヘリポートとしての利用で鉄塔ががい子、連結金物等の置き場（鉄塔2基分の資材）として利用するもので、人家との距離もあり、また1日2、3回の発着で3日間と短期間であり、問題ないと判断いたしました。なお本件土地は、平成30年11月9日、第16回総会においても同様の目的で提案しご承認いただいております。今回2期目の工事であります。皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
続いて整理番号6番につきましては、事務局より区域番号41番 大平推進委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書の朗読をいたします。
5条調書、整理番号6番について、農地利用の集積・集約や遊休農地の対策、また新規参入の促進など、「農地利用の最適化推進」による「農地を活かす」視点からは、周辺農地及び田代地先の農業振興に何ら影響を与えるものではありません。大沢地域は、日照時間の短い谷間に存し、耕作適地とは言えません。同地域は、農業振興地域ではなく、現在耕作されている農地は皆無であります。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、整理番号5番・6番一括してお伺いたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号5番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号6番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6番につきましては、原案のとおり可決し、許可相当とします。
なお、この案件は、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。
議案第174号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第175号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
なお、議席2番 瀧井委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【瀧井委員 退席】

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第175号をご説明申し上げます。議案書は11ページからとなります。
今月の決定は50件で、借り手、買い手、貸し手、売り手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。議案書の12ページから14ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数47名、借り手は実人数6名、面積は131,771平方メートルとなります。次に、所有権移転の合計の売り手は実人数3名、買い手は実人数1名で、借り手の経営状況につきましては、26ページの一覧のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

川村農委 3番、川村です。48、49、50はこの面積で、終期がないということは購入されたということでの理解でよろしいですね。

事務局 はい。今回は農用地で、先ほどの3条と同じですが、買い手の農地の一部に売り手の農地があり、土地整理のために今回認定農業者である買い手に所有権移転されるということです。

川村農委 この金額は300万円とあるが。

事務局 これは10アール当りの金額を記載しているもので、わずかの面積です。

議 長 よろしいですか。

川村農委 はい。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第175号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第175号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。
議案第175号については、以上であります。

それでは、瀧井委員の入室、着席を求めます。

【瀧井委員 入室・着席】

議 長 続きまして、議案第176号「農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）について」を議題といたします。

この議案につきましては、「意見書検討委員会」を組織し、15名の委員が各地域ブロック会議での声を反映し、3回の委員会と3回の意見聴取を重ね、農地等利用最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策について、市長に意見書を

提出するものです。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第176号「農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）について」ご説明申しあげます。

「農地利用最適化推進施策に関する意見書」については、農業従事者の減少、高齢化、後継者不足、また獣害などに起因し、荒廃農地が718ヘクタール、うち遊休農地が226ヘクタールとなるなど、農村・農業環境の悪化が危惧されるなか、「農業委員会等に関する法律（農業委員会法）」第38条第1項の規定により、地域農業の再生に向けた具体的な行政施策の意見を提出するものです。

役員8名に、女性委員2名、農地利用最適化推進委員ブロック長5名を加えた委員15名で「意見書検討委員会」を組織し、北田耕平委員長、田畑啓之助副委員長のもと、地域ブロック会議でも意見を伺うなか、3回の委員会検討と新型コロナウイルス感染症の影響で3回の意見聴取を重ね、本日提案させていただくものです。

この意見書については、農地利用最適化推進の重点3項目に対する施策提言とします。

まず、「遊休農地の発生防止・解消に向けて」では、226ヘクタールに達した「遊休農地対策の実施」、獣害防止柵の維持補修・更新に対する支援制度などの「獣害対策の強化」、国・県の補助対象とならない農業機械・器具の購入助成制度などの「小規模農業者の支援」を提言します。

次に、「担い手への農地利用の集積・集約化に向けて」では、農業委員会がコーディネーター役を担う「人・農地プラン」の作成・見直しを提言します。

最後に、「新規参入の促進に向けて」では、新規就農希望者の声を反映し、農業経営が軌道に乗るまでのサポート体制などの「新規就農者の支援」、「甲賀野菜」や「忍び野菜」のブランド化などの「地産地消から地産他消への展開」を提言します。

なお、長期化する「新型コロナウイルス感染症」の農業経営への影響を勘案し、市としての独自支援の実施を追記しました。

また、予算措置が必要なものには令和3年度予算措置を、また施策反映すべきものには書面回答を求めることを申し添え、説明とさせていただきます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

林田委員 16番、林田です。この意見書は毎年提出されていると思いますが、これに対する市の返答の実績はどのようになっていますか。

事務局 前回の意見書に対しては、令和元年5月に令和2年度の予算反映を含めながら回答をいただいております。令和元年5月の総会またブロック会議で回答をお渡ししています。

前回の意見書の令和元年度の施策、また令和2年度当初予算への反映については、中山間地域の農業施策の充実、予算的には中山間地域の機械導入やチャレンジ農業事業と農業振興課から回答をいただいております。

林田委員 ありがとうございます。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第176号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第176号につきましては、原案のとおり可決します。
議案書の（案）を消していただきますようお願いいたします。
なお、市長への提出については、新型コロナウイルス感染症の状況をみて判断、調整とさせていただきますのでご了承をお願いいたします。
議案第176号については、以上であります。

議長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告をいたします。調書は33ページからとなります。参考図は26ページから33ページとなります。
農地法第4条の届出は参考図は26ページとなります。転用目的は、駐車場が1件です。
続きまして農地法第5条の届出は、参考図は27ページから33ページとなります。転用目的は、駐車場が1件、分譲宅地が1件、工場が4件、一般住宅が1件です。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
報告案件は以上であります。ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

議長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議長 続きまして、報告事項に入ります。
最初に、**報告事項1の「副会長報告事項」**について、お願いします。

副会長 ・委員農地パトロールの結果について

議 長 続きます、**報告事項 2**の「事務局報告事項」について、お願いします。

事 務 局

- ・新型コロナウイルス感染症対策にかかる事務局職員勤務体制について
- ・前回総会から次回総会までの「経過と予定」について
- ・農地法第18条第6項報告及び利用権設定満了報告について
- ・農地利用最適化推進委員の応募結果について
- ・「令和2年度甲賀市農業関係主要事業」資料について
- ・令和2年度農事（農業）改良組合長会議の中止について
- ・令和2年度農事（農業）改良組合長名簿について
- ・農業委員会協力員の委嘱について

議 長 ありがとうございます。報告事項は以上です。
ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。
ご審議いただきありがとうございました。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長

議事録署名人

議事録署名人
